

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月3日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
平成30年度東町・東新町公民館小水力発電所公衆トイレ清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
環境部環境政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
122,420円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、就労継続支援事業者から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月9日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
笹津コミュニティ施設等清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
活力都市創造部 交通政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市笹津37番地 富山市福祉作業所 ワークス・さるびあ
- 5 契約金額  
294,000円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、特定非営利活動法人ひまわりから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月9日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
文書通送等業務委託（その2）
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
企画管理部行政管理課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の住所及び氏名  
富山市太田213番地 特定非営利活動法人ひまわり
- 5 契約金額  
3,628,800円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する施設であって、かつ「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第7項第1号の役務について、富山市内を提供区域とする総務大臣の許可を受けた唯一の事業者であること。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、就労継続支援事業者から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月10日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
モニュメント清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
企画管理部広報課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月10日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山県富山市蜷川15番地  
社会福祉法人けやき苑
- 5 契約金額  
285,120円（税込み）
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、就労継続支援事業者から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月24日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
笹津コミュニティ施設周辺除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
活力都市創造部 交通政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月18日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市笹津37番地 富山市福祉作業所 ワークス・さるびあ
- 5 契約金額  
22,500円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、富山県社会就労センター協議会から物品の買い入れを行う契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月1日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
弁当・食事提供業務
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
財務部契約課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福474番地2 富山県社会就労センター協議会
- 5 契約金額  
単価契約による（別紙のとおり）
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 別紙

ラスク	200 円
ごませんべい	200 円
アセロラゼリー	200 円
ロッククッキー (アーモンド・レーズン)	200 円
りんごのケーキ	200 円
ここあクッキー	150 円
レモンアイシング	200 円
桑せんべい	170 円
たまごクッキー	110 円
焼きドーナツ (ラムレーズン)	160 円
焼きドーナツ (プレーン)	150 円
パウンドケーキ (フルーツ・チョコ)	200 円
パウンドケーキ (レモン)	170 円
豆乳ドーナツ	150 円
メレンゲ	220 円
だんご	80 円
サブレ	150 円
クッキー	250 円
マドレーヌ	110 円
おからクッキー	200 円
クッキー (ルシアン・小麦胚芽・ラムレーズン)	150 円
プリン	120 円
マドレーヌ	110 円
フォンダンショコラ	230 円
アップルパイ	160 円

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月2日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
富山市高齢者軽度生活援助事業業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
福祉保健部 長寿福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター

5 契約金額

サービス提供1回につき	被保護者	その他の者
1時間未満	1,035円	835円
1時間以上、1時間半未満	1,553円	1,253円
1時間半以上、2時間未満	2,071円	1,671円

6 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。